

平成27年度 予算編成方針

(地方を取り巻く状況)

現在の我が国の経済状況は、「先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とされる一方で、「駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」とされている。

また、我が国の財政状況は、景気回復や消費税率の引き上げにより税収は伸びているものの、少子高齢化対策、復興にかかる費用、経済対策のための費用等により支出もかさみ、国と地方の長期債務残高は平成26年度末の見込みで約1,010兆円となっている。

政府は、各種政策が持続的に効果を発揮するには財政健全化が重要であるという認識から、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成32年度までに黒字化することを表明し、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指しているが、平成27年度予算の概算要求額は総額101兆円後半と過去最大規模になっており、経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指す中で、非常に困難な予算編成が予想される。

地方においても、少子・高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援や、近年増えてきている災害への対策、老朽化したインフラ更新など、地方公共団体が担うべき役割がますます重要となる中で、国・地方を通じた財政健全化目標の達成に向けて、財源の確保や更なる行政改革に取り組むことが必要となる。

(本市の財政状況)

財政構造の弾力性を判断する指標である「経常収支比率」は、その団体の人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に対し、税収入等の経常一般財源の収入がどの程度充てられているのかを表している。本市においては、歳入における市税収入が景気回復によって増加したものの、歳出における扶助費などの義務的経費が依然として大きい割合を占めているため、平成24年度より改善したものの、平成25年度で93.2%と、極めて財政の弾力性が失われている状況である。

市債残高については、平成25年度末において、一般会計で約1,457億円、特別会計全体で約795億円、企業会計で約326億円、これに土地開発公社の長期借入金残高の約189億円を加えると、市全体として約2,767億円の借入残高がある。これは将来の償還利子が含まれていない額であるが、平成25年度の市税収入約890億円の約3.1倍という額となっている。

平成27年度当初予算では、歳出において、子育てや生活保護をはじめとする扶助費、特別会計への繰出金、学校の改築事業、中学校のエアコン設置、火葬施設と新市立高等学校の建設の本格化による建設事業費ほか、老朽化した施設の改修等が見込まれる。

一方、歳入において、市税、地方消費税交付金の増を見込むものの、収入が増えたことによる地方交付税の減額もあり、当初予算編成において多額の財政調整基金の取り崩しが必要となる見込みである。

国のフレームでは、子育て支援等の拡充が必要な事業に対し、地方交付税交付金の基準財政需要額への算入や消費税率の増による地方消費税交付金の充当を見込んでいるが、事業の拡充による特定財源不足も見込まれ、実質的には一般財源ベースにおける支出が増していることから、例年以上に厳しい予算編成を迎える状況となっている。

1 予算編成の基本姿勢

本市は、第4次川口市総合計画の将来都市像に基づき、個性豊かで活力に溢れ自立した都市の建設に向け、市民の期待に応えるべく諸施策を推進してきた。

また、(仮称)赤山歴史自然公園・(仮称)川口市火葬施設の整備、市立高校3校の再編統合、本庁舎の建替えといった大規模プロジェクトがスタートし、更に、公共施設の耐震化を推進するため、財源の確保や多額の市債発行に伴う将来的な公債費負担への対応が必要となることから、新規事業のみならず既存事業についても、これまで以上に厳しい視点で継続性、必要性を十分考慮の上、以下の点に留意し予算編成を行う。

(1) 政策の視点 ～5本の柱と川口の元気づくり政策宣言30～

職員の一人ひとりが本市の財政状況を認識した上で、次に掲げる政策の5本の柱と、川口の元気づくり政策宣言30を考慮して予算編成を行うこと。

- ① 人々の元気～人を育み誰もが生き活きと活躍できる元気なまちへ～
- ② 産業の元気～新時代に対応した戦略的な産業振興による元気なまちへ～
- ③ 暮らしの元気～生涯をとおして安全・安心にらせる元気なまちへ～
- ④ まちの元気～うるおいと賑わいのある元気なまちへ～
- ⑤ みんなの元気～みんなの知恵と力で温もりのある元気なまちへ～

(2) 財政の効率化

引き続き合併効果による総人件費の縮減に努めるとともに、これまでの決算状況等に鑑み、事業手法の充実、見直し等により経費の更なる縮減に努めること。なお、市債については、前述の大規模プロジェクトに多額の市債を発行する見込みであり、安易な発行は将来の公債費の増加による財政の硬直化を招く要因となることから、事業の必要性を十分考慮して財源とすること。

(3) 行政評価の活用と事業の見直し

行政評価の3つの目的である、「効率的で質の高い行政の実現」「成果重視の行政の推進」「市民に対する説明責任の履行」を念頭に、全ての事業について、市民の目線に立ちつつ、職員が主体的に事業の評価と改善を進めること。

また、市が担うべき必要性、緊急性、投資効果、適時性を十分に検討して、従来の枠組みにとらわれることなく、ゼロベースで事業を見直すこと。

(4) 外郭団体への財政支援の見直し

外郭団体等への財政支援については、踏み込んだ見直しを図り、必要最低限のものに縮小すること。また、団体が保有する資産の活用については、団体と十分協議すること。